

令和元年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

令和元年12月 2日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和元年12月 2日

17日間

至 令和元年12月18日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 同意第 4号 公平委員会委員の選任について

第 6 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 7 同意第 6号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任について

第 8 同意第 7号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について

第 9 同意第 8号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任について

第10 同意第 9号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について

第11 議案第72号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

第12 議案第73号 京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

第13 議案第74号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第75号 京丹波町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第76号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第77号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）について

第17 議案第78号 令和元年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その1）について

- 第 1 8 議案第 7 9 号 平成 3 1 年度 グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照明設備新設工事請負契約の変更について
- 第 1 9 議案第 8 0 号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 0 議案第 8 1 号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1 議案第 8 2 号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 2 議案第 8 3 号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 3 議案第 8 4 号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 4 議案第 8 5 号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 5 議案第 8 6 号 令和元年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 6 議案第 8 7 号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 7 議案第 8 8 号 令和元年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 2 号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 岩 田 恵 一 君
- 2 番 野 口 正 利 君
- 3 番 谷 口 勝 巳 君
- 4 番 隅 山 卓 夫 君
- 5 番 村 山 良 夫 君
- 6 番 坂 本 美 智 代 君
- 7 番 鈴 木 利 明 君
- 8 番 西 山 芳 明 君
- 9 番 北 尾 潤 君
- 1 0 番 山 下 靖 夫 君
- 1 1 番 東 ま さ 子 君
- 1 2 番 山 田 均 君
- 1 3 番 谷 山 眞 智 子 君

14番 篠塚 信太郎 君

15番 森田 幸子 君

16番 梅原 好範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（18名）

町 長 太田 昇 君

副 町 長 谷 俊 明 君

参事兼会計管理者 中尾 達也 君

参 事 山田 洋之 君

企画財政課長 松山 征義 君

総務課長 長澤 誠 君

税務課長 豊嶋 浩史 君

住民課長 久木 寿一 君

こども未来課長 木南 哲也 君

医療政策課長 中川 豊 君

農林振興課長 山森 英二 君

にぎわい創生課長 栗林 英治 君

土木建築課長 山内 和浩 君

上下水道課長 十倉 隆英 君

瑞穂支所長 山内 善博 君

和知支所長 藤井 雅文 君

教 育 長 樹山 静雄 君

教 育 次 長 堂本 光浩 君

6 欠席執行部（1名）

保健福祉課長 大西 義弘 君

7 出席事務局職員（2名）

議会事務局長 藤田 正則

書 記 山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番議員・岩田恵一君、2番議員・野口正利君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期、定例会の会期は、本日から12月18日までの17日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの17日間と決定しました。

会期中の予定は、配付しております会期日程表のとおりでございます。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されている案件は、同意第4号のほか22件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

11月20日に臨時会が開催されました。11月28日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

11月25日には新庁舎建設特別委員会が開催されました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日、本議会終了後、全員協議会、その後、議会広報常任委員会が開催されます。議員の皆様には大変ご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

大西保健福祉課長から、本日の会議を欠席する旨の届け出があり、受理しましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（梅原好範君） 日程第4、行政報告を行います。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

師走を迎え、何かと忙しい昨今でございます。

本日ここに、令和元年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力いただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

はじめに、去る11月20日の臨時会で、議会も新たな構成となりました。それぞれの要職に就任をされました皆様に祝意を表しますとともに、これまで、それぞれの立場でご活躍、ご尽力いただきました議員各位に敬意を表し、感謝とお礼を申し上げます。

今後とも議員各位には、町政全般にわたりご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、元号も改められ、記念すべき年、令和元年も残すところあとわずかとなりました。今年、本町では、幸いにも風水害等による被害も少なく、稲の作柄も概ね平年並みとお聞きするなど、比較的穏やかな年となり、安堵しているところでございます。

しかしながら、東日本では、台風15号や台風19号など度重なる豪雨により、甚大な被害が発生いたしました。お亡くなりになられた方々に対しまして心からのご冥福と、ご遺族や被災されました皆様にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

近年、温暖化の影響により、気象変動も著しく、台風や急激な豪雨など、災害にいつ見舞われてもおかしくない状況にあります。今後とも、防災関係機関とより一層強固な相互協力

関係を築くことで、更なる安心、安全を高めてまいりたいと考えております。

次に、この秋に開催したイベントであります。10月27日には、丹波自然運動公園と須知高等学校において、「京丹波・食の祭典2019」を開催し、約1万2,000人の方々に来場いただきました。今年で9回目を迎え、内容も年々充実し、町内外の多くの皆様に京丹波の「豊かな食」を存分に味わっていただけたものと思います。

また、11月3日には、丹波自然運動公園に3,500人余りのランナーを迎え、「京都丹波ロードレース」が開催されました。天候にも恵まれ、選手の皆さんには、色づきはじめて丹波路を地元の皆さんの温かい声援を背に、心地よい汗をかきながら元気に走っていただきました。

これらイベントは、町内外の皆さんに参加していただくことによって、盛り上がるものであり、これからも是非とも様々なイベントに足を運んでいただきたく思っております。

次に、地域医療についてであります。先般、厚生労働省は、地域医療構想における再編・統合など再検証が必要な病院として、唐突に京丹波町病院を含む全国424病院を公表しました。

全く地域の実情を考慮せずに、急性期による診療実績を基に機械的にデータを分析し、何の説明もなく公表したやり方には、全国地方6団体ほか、私たち公立・公的病院は強く抗議をしたところであり、厚生労働省も「唐突で問題があった」と、そのやり方に反省の弁を述べました。

議員各位をはじめ住民の皆さんに、不安や誤解も広がったものと推察いたしますが、自治体病院の使命である、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを責務として、先月19日には、京都府西脇知事をはじめ副知事や関係部署と直接面談し、地域医療の充実強化について要望したところであります。

今後におきましても、関係機関と連携を図り、経営基盤の強化と安定した医療提供ができるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、本町のケーブルテレビ事業につきまして、本年度設置いたしました「京丹波町ケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会」において、3回にわたり慎重に審議いただきました。

先月、審議会から町ケーブルテレビ事業を「民営化」へ移行することが妥当であるとの答申をいただいたところでございます。

今後、この答申を踏まえ、早急にケーブルテレビ事業の民営化に向け、検討してまいりたいと考えております。

次に、この度、総合評価方式一般競争入札により発注いたしました新庁舎建設工事につきましては、入札参加希望業者が3社あったものの、最終的に辞退され、残念ながら不調という結果となりました。

不調の理由としましては、全国的な建設需要の高まりに伴う人件費や、資材価格等における建設コストの高止まりにより、本町が積算した予定価格が実勢価格に及ばなかったのではないかと考えます。

この不測の事態を受け、再入札に向け早急に設計内容や技術提案評価基準の見直し等を行い、令和3年8月末の完成を目指し、引き続き取り組みを進めてまいります。

次に、11月30日には、関西電気高浜発電所から30キロ、いわゆるUPZ圏内に位置する集落のうち、今年は、大迫区、長瀬区、塩谷区の各区民の皆さんを対象に、昨年に引き続き、京都府とともに原子力総合防災訓練を実施し、住民の皆さんの避難行動の確認と、避難計画の実効性の向上を図ったところであります。

今後におきましても、継続して訓練を実施し、不測の事態に備えてまいります。

次に、令和2年度の本町の予算編成方針をこのほど策定いたしました。

先に国が公表した、経済報告における基調判断では、景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかな回復が続くことが期待できるとされております。しかし、一方では、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向や、台風19号など相次ぐ自然災害がもたらす経済への影響等について、十分留意する必要があることが示されております。

そのような中、本町の財政状況は、平成28年度から普通交付税の合併特例措置の段階的縮減が講じられていることに加え、近年、頻繁に発生している自然災害がもたらす甚大な被害への対応など、臨時的な経費が増加していることにより、決算状況や財政指標の多くに著しい影響をもたらしているところであります。

令和2年度においても、本町の主要な財源であります普通交付税は、特例措置の影響により、更に縮減される見込みではありますが、住民サービスの維持を図るため、限られた財源を有効に活用し、これまで以上に全庁的な視点を持って、事業の選択と集中を徹底することとし、「施策の推進」と「財政健全化の推進」の両立を図ってまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 以上で行政報告を終わります。

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第5、同意第4号 公平委員会委員の選任についてから、日程第27、議案第88号 令和元年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）までの議

案については、本日は提案理由のみの説明とし、質疑、討論、採決は後日の日程にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

《日程第5、同意第4号 公平委員会委員の選任について～日程第27、議案第88号 令和元年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） これより、日程第5、同意第4号 公平委員会委員の選任についてから、日程第27、議案第88号 令和元年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第4号 公平委員会委員の選任につきましては、梅垣正明委員の任期が12月25日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお願いするものであります。

梅垣氏は、地元地域の実情に精通され、豊富な知識とご経験をもとに、職務を適切に務めていただいております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、杉本 貢委員の任期が12月25日をもって満了となり、今回の任期満了をもって退任したいとのご意向であります。

杉本委員には、平成22年12月から3期9年間、長きにわたり固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいております。改めてここに敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、新たに選任する委員として、町内にお住いの稲葉 出氏を選任することについてご同意をお願いしております。

稲葉氏は、本町役場で税務課勤務の経験もおありで、資産評価や管理についても熟知されており、また、地元地域の実情にも精通されていることから、職務を遂行していただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第6号から同意第9号につきましては、瑞穂地区内における4つの財産区の管

理委員の任期が、令和2年2月19日をもって満了となりますことから、委員の選任について議会の同意をお願いしております。

それでは、まず同意第6号 桜山財産区管理委員として選任の同意をお願いする方々のうち、山内正治氏、井上正幸氏、松村道夫氏、平尾春雄氏、谷内誠樹氏の5名につきましては、今回、財産区委員として適任であると判断し、新たに管理委員に選任するものであります。

また、淵上光雄氏、前田昌成氏につきましては、平成28年2月から、財産区管理委員としてお世話になっており、引き続き選任するものであります。

続きまして、同意第7号 梅田財産区管理委員として選任の同意をお願いする方々のうち、荻野 智氏、西野未好氏、川瀧勇人氏3名につきましては、今回、財産区委員として適任であると判断し、新たに管理委員に選任するものであります。

また、畠中二三雄氏、奥井光春氏につきましては、平成24年2月から、高橋敏明氏、辻吉喜氏につきましては、平成28年2月から財産区管理委員としてお世話になっており、引き続き選任するものであります。

続きまして、同意第8号 三ノ宮財産区管理委員として選任の同意をお願いする方々のうち、藤井 保氏、細野 博氏2名につきましては、今回、財産区委員として適任であると判断し、新たに管理委員に選任するものであります。

また、竹内博俊氏、山内幸博氏、宇野栄晃氏、前田和茂氏、田中吉弘氏につきましては、平成28年2月から財産区管理委員としてお世話になっており、引き続き選任するものであります。

続きまして、同意第9号 質美財産区管理委員として選任の同意をお願いする方々のうち、谷 信也氏、上林一弘氏、山根 宏氏3名につきましては、今回、財産区委員として適任であると判断し、新たに管理委員に選任するものであります。

また、山口保信氏につきましては、平成20年2月から、松永正次氏につきましては、平成24年2月から、庄田金夫氏、室 忠志氏につきましては、平成28年2月から財産区管理委員としてそれぞれお世話になっており、引き続き選任するものであります。

以上、ご紹介いたしました皆様は、それぞれ豊富なご経験により、地元区の活動におきましても多方面にわたりご活躍されており、また、農林行政にも見識があり、財産区管理委員として適任であります。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第72号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、国による地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立し、会計年度

任用職員制度が創設され、来年4月1日から施行されることに伴い、本町会計年度任用職員における給与や費用弁償について、新たに条例を制定するものであります。

議案第73号 京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定では、一般職に任期を設け、本格的業務に従事する、任期付職員制度を活用するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第74号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例では、人事院勧告に準じ、民間企業との格差を埋めるために給料表、また勤勉手当の支給月数の改正及び住居手当の改正と、給与制度の総合的見直しに伴う経過措置差額の支給延長について改正するものであります。

議案第75号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給月数を改正するものであります。

議案第76号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例では、同じく議会議員の期末手当の支給月数を改正するものであります。

議案第77号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）についてであります。現在実施しております、木材調達と同様に、新庁舎の整備にあたり、必要となります木材の調達に期間を要することから、先行して調達するもので、製材業者としてのノウハウを持つ町内3業者で構成された京丹波木材供給共同企業体と随意契約を締結するものであります。新庁舎整備事業を契機に、町内産木材の活用モデルとして、生産者等の森づくりの意欲拡大や森林林業分野の担い手の育成と技術継承を高めることを目的としております。

議案第78号 令和元年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その1）については、（仮称）たんばこども園新園舎を建設するにあたり、新庁舎整備事業と同様に、京丹波木材供給共同企業体と随意契約を締結するものであります。新庁舎整備事業における町内産木材の活用を継続することにより、更なる生産者等の森づくり意欲の拡大や森林林業分野の担い手育成と技術継承を高める体制を確立してまいります。

議案第79号 平成31年度 グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照明設備新設工事請負契約の変更については、この度の消費税率引き上げに伴う影響額を含め、夜間照明設備に対する雷による被害防止対策など、工事内容に変更が生じたため、契約金額を増額するものであります。

議案第80号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補正前の額115億8,020万円に、今回2億2,290万円を追加し、補正後の額を118億3

10万円とすることをお願いしております。

歳出の主な事業といたしまして、民生費では、各種医療助成事業につきまして、現状の給付状況等を精査し、本年度の決算見込みにより、心身障害者医療事業に429万8,000円を増額計上することをはじめ、すこやか子育て医療費助成事業など、各医療費助成事業につきまして必要な補正をお願いするものであります。

また、認定こども園整備事業につきましては、新園舎建設に伴う木材調達経費を含め6,196万7,000円を増額計上したところであります。

農林水産業費では、京都府からの補助金内示等に伴い、農業経営体等への取り組みを支援する農業振興事業に116万2,000円、また、ブランド京野菜の産地づくりを推進する京野菜産地支援事業に254万4,000円をそれぞれ増額計上し、必要な機械設備の導入を図るものであります。

次に、空き家を有効活用し、地域の活性化を図るとともに、移住・定住人口の増加等を目指す、移住促進事業に200万円を増額計上するとともに、畜産競争力強化整備事業につきましては、本年度において繰越事業として進めてきた事業であります。国内における建設需要等の影響を受け、年度内完了が困難となり、国と事業者との協議調整に基づき、本年度事業として再度手続が行われることが決定したことを受け、所要額を町予算で計上する必要があり、2億2,355万3,000円の増額をお願いするものであります。

また、災害発生時の被害を最小限に抑えるための「ため池安心安全マップ」の作成を行う、土地改良施設維持管理事業に154万円を増額するとともに、公有林整備事業では、本年度事業の実施内容の精査を行い、745万円の減額をお願いするものであります。

次に、商工費では、企業誘致対策事業に322万4,000円を、また、国庫補助であるプレミアム商品券発行事業では、現時点における交付決定額1,214万5,000円を計上するとともに、特産館「和」管理運営事業では、館内リニューアルに係る補助金316万7,000円についてそれぞれ増額計上したところであります。

土木費では、道路新設改良事業につきまして、年度事業費の精査を行い、6,511万円を減額計上とするとともに、町営住宅維持管理事業では、施設修繕経費など236万円の増額計上をお願いするものであります。

次に、教育費では、小中学校における情報機器の更新を延期する必要が生じたことから、学校教育情報化機器整備事業において2,515万2,000円を減額計上したところであります。

以上が歳出予算に係る主な内容であります。

次に、歳入の主なものとしたしましては、国庫支出金では、商工費補助金のプレミアム商品券事業費補助金について、歳出と同額の1,214万5,000円を今回計上し、また、土木費補助金として道路新設改良事業の財源であります社会資本整備総合交付金については、本年度交付金の確定に伴い、3,637万5,000円を減額計上したところです。

府支出金では、農業費補助金の畜産競争力強化整備事業補助金につきまして、歳出と同額の2億2,355万3,000円の計上をお願いするものであります。

また、その他の補助金につきましても、それぞれ関連する財源精査を行い補正計上したものであります。

財産収入では、立木売払収入の精査によりまして529万円の減額計上をお願いするものです。

地方債につきましては、認定こども園整備事業の財源をはじめ、それぞれ実施している事業の精査を行うなど、総額2,900万円を増額計上しました。

その他の歳入につきましても、それぞれ精査を行い編成したものであります。

最後に、新庁舎整備事業におきまして、この度の本体工事入札結果に鑑み、設計内容等を見直すとともに、令和2年度以降に必要となる事業の限度額の整理を行い、9月補正予算において、お認めいただきました、本事業にかかります債務負担行為の限度額設定変更につきまして、第2表のとおり補正をお願いしております。

以上、一般会計補正予算の主な内容となります。

議案第81号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額18億3,916万7,000円に179万円を追加し、補正後の額を18億4,095万7,000円とすることをお願いしております。

一般被保険者療養費の精査等に伴う増額によるものであります。

議案第82号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、まず元号を改める政令の施行に伴いまして、「平成31年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算」の名称を「令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算」とし、元号による年度表示につきましても、「令和」に統一する旨の表示をさせていただいております。

補正前の額2億4,315万9,000円から639万3,000円を減額し、補正後の額を2億3,676万6,000円とすることをお願いしております。

後期高齢者医療広域連合納付金の精査等に伴う減額によるものであります。

議案第83号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、事業勘定において、補正前の額21億7,214万4,000円から1,236万2,000円

を減額し、補正後の額を21億5,978万2,000円とすることをお願いしております。
介護給付費等の精査に伴う減額によるものであります。

また、老人保健施設サービス勘定においては、必要額を精査し、組み替えを行うものであります。

議案第84号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額9億5,110万円に300万円を追加し、補正後の額を9億5,410万円とすることをお願いしております。

人件費の増額によるものであります。

議案第85号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額1億2,513万8,000円に121万円を追加し、補正後の額を1億2,634万8,000円とすることをお願いしております。

運行一般事業に係る増額によるものであります。

議案第86号 令和元年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）では、まず、元号を改める政令の施行に伴いまして、「平成31年度京丹波町質美財産区特別会計予算」の名称を「令和元年度京丹波町質美財産区特別会計予算」とし、元号による年度表示につきましても、「令和」に統一する旨の表示をさせていただいております。

次に、補正前の額330万円に43万1,000円を追加し、補正後の額を373万1,000円とすることをお願いしております。

貸付林高度利用補助金の精査等により増額をしております。

議案第87号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）では、まず、元号を改める政令の施行に伴いまして、「平成31年度京丹波町病院事業会計予算」の名称を「令和元年度京丹波町病院事業会計予算」とし、元号による年度表示につきましても「令和」に統一する旨の表示をさせていただいております。

次に、収益的支出において、必要額を精査し、組み替えを行うものであります。

議案第88号 令和元年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）では、収益的支出において必要額を精査し、組み替えを行うものであります。

資本的収入については、補正前の額4億3,616万円に278万円を追加し、補正後の額を4億3,894万円にすることをお願いしております。

水道事業費用の精査に伴う増額によるものであります。

次に、資本的支出につきましても、補正前の額8億5,213万5,000円から253万円を減額し、補正後の額を8億4,960万5,000円とすることをお願いしております。

す。

施設改良費の精査に伴う減額によるものであります。

以上、申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

提案をさせていただきました議案は、同意案件も含め23件であります。

細部につきまして、所管する課長から説明させますので、何卒慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何卒慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

説明は日程順にお願いいたします。

長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それでは、同意第4号 公平委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2の規定によりまして、3人の委員で組織することとなっており、委員の選任につきましては、同条第2項の規定によりまして、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとなっております。

なお、主な職務といたしましては、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置をとっていただくこと。また、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決、また、決定をいただくといったことが主な職務となっております。任期は4年でございます。

それでは、議案を朗読させていただきます、説明にかえさせていただきます。

同意第4号 公平委員会委員の選任について

下記の者を京丹波町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町

氏名 梅垣正明

年齢 74歳

令和元年12月2日提出

京丹波町長 太田 昇

なお、職歴等につきましては、別添資料のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第423条第1項並びに税条例第77条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとなっており、地方税法第423条第3項により、当該委員を選任することについて議会の同意をお願いするものであります。

委員の任期は3年で、現在、旧町単位に1名ずつ計3名の委員にお世話になっております。現在、固定資産評価審査委員としてお世話になっております丹波地域の杉本 貢委員の任期満了に伴い、新たに稲葉 出氏を選任することについて同意をお願いするものでございます。

それでは、同意第5号を朗読して、説明にかえさせていただきます。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を京丹波町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町

氏名 稲葉 出

年齢 64歳

令和元年12月2日提出

京丹波町長 太田 昇

なお、職歴等につきましては、別添のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 同意第6号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任についてから同意第9号 京丹波町質美財産区管理委員の選任につきまして、町長から提案説明があったところでございますが、一括して補足説明を申し上げます。

管理委員の任期につきましては、地方自治法第296条の2第3項の規定により、4年間

とされており、今回、選任する委員の任期は、令和2年2月20日から令和6年2月19日までの期間となっております。

選任に至ります経過でございますが、旧来からの方法により、各区長様宛てに候補者の推薦を依頼申し上げ、それぞれ推薦いただいた方について各地区で取りまとめられた後、候補者名簿として提出をいただいております。

候補者として推薦いただいた方々は、いずれも当該財産区域内に3カ月以来住所を有し、京丹波町議会議員の被選挙権を有する者とする京丹波町財産区管理条例第3条委員の選任の規定を満たしております。

まず、同意第6号の桧山財産区管理委員でございますが、今回新たに選任同意をお願いする方は、山崎建男氏の後任として山内正治氏、折竹 博氏の後任として井上正幸氏、平田順一氏の後任として松村道夫氏、上原 守氏の後任として平尾春雄氏、谷内 豊氏の後任として谷内誠樹氏の5名の方々です。

なお、瀧上光雄氏、前田昌成氏は、現在、管理委員としてお世話になっている方々でございます。

次に、同意第7号の梅田財産区管理委員でございますが、新たに選任をお願いいたします方は、荻野 繁氏の後任として荻野 智氏、熊原涼一氏の後任として西野未好氏、軽尾 勇氏の後任として川畷勇人氏の3名の方々です。

なお、高橋敏明氏、博 吉喜氏、畠中二三雄氏、奥井光春氏につきましては、現在、管理委員としてお世話になっている方々でございます。

同意第8号の三ノ宮財産区管理委員でございますが、西村 優氏の後任として藤井 保氏、梅垣茂信氏の後任として細野 博氏、竹内博俊氏の3名に今回新たに選任をお願いするものです。

山内幸博氏、宇野栄晃氏、前田和成氏、田中吉弘氏は、現在、管理委員としてお世話になっている方々でございます。

なお、竹内博俊氏は、現在、同財産区の運営委員としてお世話になっております。

同意第9号の質美財産区管理委員でございますが、狭間由浩氏の後任として谷 信也氏、上林 均氏の後任として上林一弘氏、山内定夫氏の後任として山根 宏氏の3名に今回新たに選任をお願いするものです。

なお、松永正次氏、庄田金夫氏、山口保信氏、室 忠志氏については、現在、管理委員としてお世話になっている方々でございます。

なお、本日、同意をいただくものではございませんが、京丹波町財産区管理会運営委員設

置要綱第2条の規定に基づき、質美財産区を除く桧山・梅田・三ノ宮財産区において、各財産区1名の運営委員を選任されているところでございます。

現在、内定をされておられます方々を参考までにご紹介をさせていただきます。

桧山財産区は前田信男氏、梅田財産区は竹市建夫氏、三ノ宮財産区は大西 治氏でございます。任期は、管理委員と同じ4年間となっております。

以上、簡単ではございますが、同意第6号から同意第9号の補足説明とさせていただきます。ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それでは、議案第72号から議案第77号につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案第72号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてでございます。

まず、この会計年度任用職員制度が制定されます背景といたしまして、地方公務員の臨時・非常勤職員については、多様化する行政需要に対応するため、教育、子育て等、さまざまな分野において活用されており、地方行政の重要な担い手となっている状況にあります。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められており、このことを受け、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されることとなりました。

地方公務員法の一部改正につきましては、適正な任用等を確保するという一方で、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化、また、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化を図ることとされたところであります。

地方自治法の一部改正といたしましては、会計年度任用職員に対する給付について規定されました。

この法改正を受け、法改正の趣旨を踏まえた所要の条例整備を行うものであります。

それでは、添付しております資料につきまして、ご説明申し上げます。

まず、職の整理という資料をごらんいただきたいと思います。

一般職でございますが、矢印が十字になった図があると思います。これは、業務の内容と業務の量の関係から分類したものとなります。横の矢印が基本的業務と補助的業務、縦の矢印がフルタイムとパートタイムに分けております。そのうち、会計年度任用職員は、補助的業務のフルタイムとパートタイムに分かれます。

なお、本格的業務でフルタイムの職員として正規の職員、任期付職員、それと再任用職員、

また、臨時的任用職員、これは欄外の米印のとおりであります。

また、本格的業務のパートタイムとしては、任期付短時間職員と再任用短時間職員とになります。

もう1枚の資料をごらんください。

タイトルが嘱託職員・臨時職員と会計年度任用職員の雇用条件等についてという表がございます。現在の嘱託職員及び臨時職員と会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）それぞれ比較できる表となっております。

それでは、今回の会計年度任用職員に関し、主なものについてご説明いたします。

勤務時間といたしましては、週38時間45分のフルタイムと週38時間45分未満のパートタイムに分類されます。任期は、一会計年度以内とし、更新年度の任用も可能。給与は、フルタイムが給料、パートタイムが報酬となります。期末手当につきましても、一定条件はございますが、両者とも支給されます。また、退職手当につきましても、要件を満たせばフルタイム職員には支給されます。パートタイム職員は支給されません。全般にわたり基本的には国が示す内容で整理させていただいたところがございます。

それでは、条例の内容について、ご説明をいたします。

提出しております条例をごらんください。

1枚めくっていただきまして、当該条例につきましては、この目次にありますように、第1章から第5章及び附則からなり、第1条から第34条までの条建てとなっております。

まず、第1章、総則、第1条、趣旨です。地方公務員法及び地方自治法に基づき、給与及び費用弁償について定めております。

第2条、定義では、それぞれ用語の意義を定めております。

第3条、会計年度任用職員の給与では、フルタイム・パートタイム会計年度任用職員の給与の種類、給与の支払い方法、公務の費用弁償について規定しております。

第2章、フルタイム会計年度任用職員の給与として、第4条、給料では、給料表の種類について規定しております。

第5条、職務の級では、職種ごとに複雑、困難、責任の度に基づき、任命権者が決定することとしております。

第6条、号給では、号給について規則で定める基準に従い任命権者が決定することとしております。

第7条、給料の支給では、正規職員用の給与条例を準用し、給与条例第5条は、給料の計算期間で月1回で給料月額を支給、第6条は、採用、離職等による給料の計算期間に関する

内容となっております。

第8条、初任給調整手当では、別表第2の医療職給料表（1）の適用を受ける病院、診療所等に勤務する医師と歯科医師に支給することができるとしております。

第9条、通勤手当では、正規職員用の給与条例を準用するとしております。

第10条、特殊勤務手当では、特殊勤務手当の種類、支給範囲、支給方法は、正規職員用の特殊勤務手当条例によるとしております。

第11条、時間外勤務手当では、正規職員用の給与条例を準用するとしております。

第12条、休日勤務手当では、正規職員用の給与条例を準用し、祝日法による休日、年末年始の休日等に勤務した場合について規定するものです。

第13条、夜間勤務手当では、正規職員用の給与条例を準用し、午後10時から翌日5時までの間に勤務した場合について規定してあります。

第14条、宿日直手当では、正規職員用の給与条例を準用することとしてあります。

第15条、端数計算では、時間外、休日の勤務、夜間勤務の各手当の額に端数が生じた場合の規定であり、1円未満の端数が生じたときは四捨五入するとしてあります。

第16条、期末手当では、正規職員用の給与条例を準用し、任期が6カ月以上で、支給率、在職期間率、支給制限、一時差し止めについて規定するものです。

第17条、勤務1時間当たりの給与額の算出では、正規職員用の給与条例を準用し、給料月額に12月を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に年間の52週を乗じたものから年間休日の時間数を減じたもので除した額としてあります。

第18条、給与の減額では、休日、有給休暇、その他任命権者が定める場合を除き勤務しない場合は、1時間につき給与額を減額するとしてあります。

第3章、パートタイム会計年度任用職員の給与として、第19条、報酬では、月額で定める場合、また、日額で定める場合及び時間額で定める場合について、それぞれを規定してあります。

第20条、特殊勤務に係る報酬では、特殊勤務手当条例の例により支給するものとしてあります。

第21条、時間外勤務に係る報酬では、定められた勤務時間1日7時間45分を超えて勤務した場合等について規定してあります。

第22条、休日勤務に係る報酬では、祝日法による休日、年末年始の休日等に勤務した場合について規定するものです。

第23条、夜間勤務に係る報酬では、午後10時から翌日5時までの間に勤務した場合に

ついて規定しております。

第24条、報酬の端数計算では、報酬額、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る勤務1時間につき支給する報酬額算定で、1円未満の端数が生じたときは四捨五入するとしております。

第25条、期末手当では、支給要件として任期が6カ月以上で、1週間当たりの勤務時間が著しく短いものは規則で規定し、任命権者が同じ場合は、1会計年度内の任期を通算し、3項にありますように、6月支給の場合は前の会計年度の末日3月31日まで任用され、同日の翌日4月1日に任用されたものは前の会計年度の任期を通算するとしております。

第26条、報酬の支給では、計算期間を月の1日から末日までとし、支給日は現在の臨時職員と同様に規定で定める期間、翌日の15日としており、日額、時間額により報酬が定められたものは、勤務日数、勤務時間に応じて支給され、月額により報酬が定められたものは、採用日から退職日まで支給されると規定しております。

第27条、勤務1時間当たりの報酬額の算出では、月額による報酬の場合と日額による報酬の場合においてそれぞれ算出して定める額としております。

第28条、報酬の減額では、休日、有給休暇、その他任命権者が定める場合を除き、勤務しない場合は1時間につき報酬額を減額するとしております。

第4章、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償として、第29条、通勤に係る費用弁償では、支給要件は正規職員と同様としております。

第30条、公務のための旅行に係る費用弁償では、公務のための旅行に係る費用を費用弁償として支給するとし、旅行に係る費用弁償の額は、京丹波町職員の旅費に関する条例の規定の適用を受ける職員の例によるとしております。

第5章、雑則として、第31条、給与からの控除では、共済組合の積立金、貸付金の返済金、生命保険料等、給与から控除できるものを規定しております。

第32条、町長が特に必要と認める会計年度職員の給与について、第33条、退職者の給与について、第34条、委任についてとそれぞれ規定しております。

なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するとしております。

また、当条例の施行日前において、期末手当の支給を受けていた者におきましては、経過措置を設け、在職期間を令和元年12月2日以後の期間を通算するものとしております。

以上、議案第72号の補足説明といたします。

次に、議案第73号 京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき制定するもので、当法律は、

地方分権の進展に伴い、複雑・高度化する行政課題や緊急の課題を速やかに解決していくことが求められ、専門的な知識・経験を有する者を採用する必要があるために、平成14年に制定された特例法で地方公共団体は条例で定めるところにより、任期付職員の採用を行うことが可能となっており、今回、本町におきましても、条例を制定し、採用を可能としておくものでございます。

なお、任期は3年以内または5年以内で、再度の任用も可能で、給料、手当を支給するものでございます。

それでは、条例につきまして、ご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、第1条、趣旨ですが、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、採用職員の給与の特例に関して必要な事項を定めるとするものです。

次に、第2条、職員の任期を定めた採用では、高度の専門的な知識経験または優れた見識を有する者を一定期間必要とされる業務に従事させる場合、任期を定めて採用することができると規定しております。

また、採用することはできる場合として、第2項第1号では、職員を内部で確保することが困難な場合、第2号では、専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るもので、期間が一定の期間に限られている場合、第3号では、職員を一定期間、他の業務に従事させる必要があるため、かわりの職員を内部で確保することができない場合、第4号では、公務外の実務経験を必要とするもので、活用期間が一定の期間に限られている場合としております。

次に、第3条として、公務の能率的運用を確保するため、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務の場合など採用することができると規定しております。

第4条、短時間勤務職員の任期を定めた採用では、公務の能率的運用を確保するために必要な場合において、短時間勤務職員として任期を定め、採用することができるとされております。

第2項では、住民に直接提供されるサービスについて、提供時間や充実した提供体制を維持する必要がある場合、採用できるとしております。

第3項では、一般職員が勤務しない時間において、業務に従事させることができるとしてあります。

第5条、任期の特例では、任期の延長について規定しております。

第6条、任期の更新では、任期を更新する場合は、当該職員の同意が必要であるとしてお

ります。

第7条、特定任期付職員の給与の特例では、高度の専門的な知識経験または優れた見識を有する者についての給料月額は別表のとおりとし、また、業績手当の支給等の特例についても規定しております。

第8条、任期付職員の給与では、特定任期付職員以外の任期を定めて採用された職員の初任給等について規定しております。

第9条、給与条例の適用除外等では、特定任期付職員において、適用されない給与条例及び手当について規定しております。

第10条、委任として、施行に必要な事項は規則で定めるとしております。

なお、参考資料をお手元にお配りさせていただいておりますので、後ほどご確認ください。

以上、議案第73号の補足説明といたします。

次に、議案第74号から議案第76号についてでございますが、町長からの提案理由説明のとおり、本年8月の人事院勧告に準じまして、所要の改正を行うものでございます。

最初に、今回の人事院勧告の概要につきまして説明をさせていただきます。

参考資料といたしまして、「給与勧告の骨子」をお配りしておりますのでごらんください。これに基づきまして説明させていただきます。

はじめに、一番上の本年の給与勧告のポイントでございますが、1点目は、月例給、ボーナスともに昨年に続く引上げとなっております。民間給与との較差0.09%を埋めるために初任給及び俸給月額、本町で言う給料月額であります。この水準を引上げるもの、あわせて、ボーナスを0.05月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分するとされております。

また、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げるものとされております。

では、その内容についてでございますが、ローマ数字のⅡの1の民間給与との比較のところをごらんいただきますと、記載されておりますとおり、民間給与が387円、0.09%上回っており、また、その下のボーナスでは、民間が4.51月、公務員が4.45月ということで、これも民間が上回っているという状況にあります。ただし、あくまで人事院が実施した職種別民間給与実態調査との比較となっております。

したがって、この較差を是正するため、勧告が今回行われたものでありまして、具体的には、資料裏面の2の給与改定の内容と考え方に記載されているところでありまして、月例給では、行政職俸給表、本町では給料表については、平均0.1%の引き上げ、初任給で

は、民間との間に差があることを踏まえ、大卒程度の初任給を1,500円、高卒者の初任給を2,000円引き上げ、これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定がなされております。

その他の俸給表、給料表では、行政職（一）との均衡を基本に改定されるものです。

また、住居手当につきましては、公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に4,000円引き上げ、これにより生じる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に1,000円引き上げられるものです。

なお、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置が取られますが、現在、本町職員におきまして該当する職員はございません。

次に、中ほどのボーナスのところをごらんください。

民間の支給割合に見合うように4.45月分から4.50月分に0.05月分の引き上げが行われます。引き上げは、勤務実態に応じた給与を推進するために、引き上げ分を勤勉手当に配分することとされております。

これらの実施時期は、月例給の俸給表及び勤務手当は平成31年4月1日に遡及して実施、また、ボーナスは既に6月分が支給されておりますので、12月分で0.05月分増やし、次年度からはこのボーナスの表に記載のとおりとなります。

給与勧告に係るものにつきましては、以上でございます。

次に、今回、追加して改正を行うものですが、給与制度の総合的見直しについてであります。この見直しは、国家公務員給与における課題等に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務時間に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しを実施されたところです。この際、俸給表の引き上げが実施されておりますが、総合的見直しを行う3年間は、引き上げ前の俸給表を保障する経過措置がとられていました。今回の給与勧告でその経過措置が平成30年3月31日をもって廃止されております。

本町におけます給与制度の総合的見直しは、ラスパイレス指数や国家公務員において支給されているさまざまな諸手当を含めた給与総額での差額など十分検討する必要があるとして実施を1年間おくらせ、平成28年4月から4年間で実施しているところです。

経過措置につきましては、引き上げ前の給与額を下回る職員が約2割となるなど改善が見られないことから、経過措置を1年延長しておりましたが、それでもなお引き上げ前の給与額を下回る職員が約4%あることから、さらに1年間延長することを今回の条例改正に盛り込ん

でおります。

それでは、次に、個々の提出議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第74号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定ですが、内容といたしまして、先ほど説明させていただきましたように、人事院勧告に準じ給料表及び勤務手当の支給月数を改正するものと、先ほど説明しました給与制度の総合的見直しにおける経過措置の1年延長に係る改正について明記するものでございます。

本日、お配りしております議案に添付しております新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

10枚めくっていただければと思います。

第1条関係では、第15条の7第2項で勤勉手当の改正を行っております。一般職、管理職それぞれ率は異なっておりますが、期末・勤勉手当合計で4.45月分から4.50月分に上げられるものです。今年度は、12月分の勤勉手当を0.05月分引上げとするものでございます。

次のページ、第2条関係です。

別表第2から別表第5までの給料表をそれぞれ改正するものです。引上げ幅は平均で0.1%となっております。新旧対照表では、大卒程度の初任給で1,500円、高卒の初任給で2,000円の引上げとなっております。

次に、第3条関係ですが、7枚めくっていただければと思います。

先ほど給与勧告の骨子で説明いたしました住居手当の改正でございます。ごらんいただければと思います。

次に、最終ページの第4条関係では、給与制度の総合的見直しによる経過措置について、その期間をさらに1年延長するものです。

以上、議案第74号の補足説明といたします。

次に、議案第75号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定では、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を改正するものであり、1枚めくっていただいた第1条関係、新旧対照表のとおり、第2条、給料種類及び額において、12月に支給する期末手当を0.05月分引上げるものでございます。

同じく、次のページ、第2条関係におきまして、令和2年度からは6月で0.025月分引上げ、12月で0.025月分引下げ均衡を図るものでございます。

以上、議案第75号の補足説明といたします。

次に、議案第76号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定では、同じく人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を改正するものであり、先ほど説明させていただきました特別職と同様に改正を行うものでございます。

以上、議案第76号の補足説明といたします。

続きまして、議案第77号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）につきまして、補足説明を申し上げます。

これまでから申し上げてきましたが、新庁舎の整備にあたりましては、新庁舎の構造を木造と鉄筋コンクリート造の複合構造として計画しているところであり、このうち、木材の調達には、原木の伐り出しから伐採されたものを仕入れ、加工するなど複数の工程があり、期間を要することから木材調達を先行して行ってきております。また、新庁舎整備事業を契機として、町内産木材の活用モデルとして、生産者等の森づくり意欲の拡大や森林林業分野の担い手の育成と技術の継承を高めることを目的としているところであります。

これには伐採期を迎えた本町の豊富な森林資源の有効活用及び山が荒廃しないような循環型の持続的な環境を維持する観点からもその担い手の育成と技術の継承が大きな課題であり、本町にとって重要な施策であると考えております。

今後におきましても、ノウハウの蓄積によるコスト縮減等によって自立した事業とすることを目指しております。

これらのことから、新庁舎整備事業における大規模な木材調達を製材業者としてのノウハウを持つ町内の3業者で構成された共同企業体への発注によってノウハウが蓄積されることへの意義は大変大きいものと考えております。

次に、議案書をめくっていただきまして、資料1の契約概要でございます。

調達します材は、京丹波町産木材で玄関先の列柱廊の柱、梁用構造材をヒノキとし、数量といたしましては14.4立方メートル、207本を予定しております。

また、内装、外装、フローリング材の造作材の数量につきましては、89.2立方メートルでございます。

調達します材の詳細な内容につきましては、資料2に今回の調達に関する設計書を添付しております。

2枚めくっていただきまして、木材明細書をお願いいたします。

その表の上段2行目、左より明細書ナンバー、樹種、区分、性能、産地、材長、短辺、長辺、数量（本）、本材積立米、材積立米、立米単価、本単価、金額・合計を記載しております。

す。

明細書の見方といたしまして、明細書ナンバーP1を例として説明いたしますと、使用する区分が梁桁、樹種はヒノキ、性能はKD甲種3級、産地は京丹波産としております。材長は4メートル、短辺は120ミリ、長辺は240ミリ、数量が26本、本材積は1本当たりの材積量を示しており、材長と短辺、長辺を掛け合わせて算定し0.1152立方メートル、材積は数量26本と本材積を掛け合わせて材積を算定し2.9925立方メートル、金額は本数と本単価1本当たりの額を掛け合わせて算定しております。

なお、性能に示すKD甲種3級ですが、甲種は日本農林規格（JAS）の甲種構造材を示しており、目視等級区分構造用製材のうち、梁など主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するものとなります。また、3級は材面の基準であり、等級区分をあらわし、節、丸み、割れ目等により1級から3級までの区分がされております。KDに関しては、機械乾燥を示しております。

また、次のページの造作材につきましては、明細書ナンバーをM1からM10までとしており、例えばM1でいいますと、材種はスギで、使用箇所は軒天及び内部全般、サイズはスモールT厚みで30ミリ、W幅が120ミリ、150ミリ、180ミリのものがあり、長さが4メートル、数量は1.6平方メートル、合計金額は数量と単価を掛け合わせた額となっております。

今回、調達する木材の使用場所、範囲につきましては、資料3の図面により、本体部分につきましては、黄色で明示している箇所となります。

図面の最後の列柱廊につきましては、図面の左下の枠囲みにありますように、凡例を示しております、大変細かくて申しわけございませんが、その構造部分ごとに名称を引出し線により記入しておりますので、またご確認をよろしくお願いいたします。

また、資料4につきましては、随意契約理由書となっております。

それでは、議案を読み上げまして、説明とさせていただきます。

議案第77号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）について

京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）について、下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

1 契約名 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）

2 契約金額 3, 848万5, 700円

3 契約の相手方 京都府船井郡京丹波町升谷川岸9番地

京丹波木材供給共同企業体

代表者 丸和木材 代表者 野口太志

4 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

5 納入場所 京都府船井郡京丹波町内

6 契約期間 議会の議決を得た日から令和3年3月31日まで

令和元年12月2日提出

京丹波町長 太田 昇

以上、議案第77号の補足説明といたします。

以上で、議案第72号から議案第77号につきましての補足説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご議決くださいますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明の途中ではございますが、ここで暫時休憩に入ります。

なお、再開は10時40分からとしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 議案第78号 令和元年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その1）につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

今回の木材調達契約につきましては、（仮称）たんばこども園新園舎の構造を木造一部2階建てとして計画しております。このうち、木材の調達には、原木の仕入れ、製材、加工など複数の工程があり、期間を要することから、木材調達を先行して行うものでございます。伐採期を迎えた本町の豊富な森林資源の有効活用、山が荒廃しないような循環型の持続的な環境を維持する観点からも、その担い手の育成と技術の継承が大きな課題であり、本町にとって重要な施策であると考えております。

新庁舎整備を契機に、町内産木材の調達に関する事業が実施され、その調達手法やノウハウが確立されるためにも、（仮称）たんばこども園新園舎整備おきましても、これらの事業が一過性の事業で終わることなく継続され、将来の町内産業の育成につながる意義は大きいものと考えております。

それでは、議案書をめくっていただきまして、資料1の契約概要をごらんいただきますようお願いいたします。

調達します材は、京丹波町内産木材で構造用製材のスギ及びヒノキ、いずれも機械乾燥製材による仕上げ製材で、1階の床を構成する土台・大引として17.28立米、屋根を構成する梁・桁材としての横架材38.36立米、外壁や間仕切り壁を構成する間柱25.36立米、合計81立米となります。

調達します材の詳細な内容につきましては、1枚めくっていただきまして、資料2に今回の調達に関する設計書を添付しております。

さらに、3枚めくっていただきまして、資料2の3の木材明細書をお願いいたします。

上段の2行目の左より、明細書ナンバー、樹種、区分、性能の順に、そして金額の合計までを記載しています。

明細書の見方でございますけれども、明細書ナンバーAの1を事例にご説明いたしますと、使用する区分が土台・大引、樹種はヒノキ、性能は甲3KD、産地は京丹波産としております。材長は4メートル、短辺・長辺ともに120ミリ、水色に着色された列は調達数量300本、本材積は1本当りの材積量を示しまして、材長と短辺・長辺を掛け合わせて算定しまして0.0576立米、緑色の列、材積につきましては、数量と本材積を掛け合わせて算定しまして17.28立米。続いて、立米単価は、新庁舎事業で使用されている単価で、こども園でも調達する同じサイズの単価を採用しております。本単価は、本材積と立米単価を掛け合わせて少数を切り捨て算定しているということになります。合計金額は、数量300本と本単価6,105円を掛け合わせて算定をしているところでございます。

なお、性能に示します甲3KDですけれども、甲は日本農林規格（JAS）の甲種構造材を示しております、目視等級区分構造用製材のうち、主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するものとなります。参考として、明細書番号の13番、下から4行目でございますけれども、性能の欄に乙とあります。乙につきましては、目視等級区分構造用製材のうち、主として圧縮性能を必要とする部分に使用するということになります。

続いて、甲3KDの3の意味ですけれども、JASの等級区分をあらわしまして、節・丸み・割れなどにより1級から3級までの区分がされているところです。

最後のKDにつきましては、機械乾燥を示しております。

下から3行目の無等級に関しましては、JAS材の性能を求めているものというところでございます。

今回、調達する木材の使用場所、範囲については、次のページからのA3の用紙をご

らんいただきたいと思います。資料3の1をお願いします。

どういった場所に使用する材であるかをご確認いただくために、現在、実施設計を進めている中で作成しております構造軸組図に着色をしております。土台・大引の部分は赤色の部分、横架材の梁・桁材で1階の小屋組兼2階の床に使用する材はピンク色の部分、1階小屋組の屋根に使用する材を緑色、柱・束を青色、間柱は面的に黄色であらわしております。

なお、上も下も各断面図のタイトルのところにX54通、Y29通と記載されておりますけども、この断面が平面図のどの部分にあたるかというのを次のページの資料3の2、資料3の3でお示しをさせていただいております。3の2は1階の平面図でございまして、3の3は2階の平面図というところで、ごらんとおりのX54通は短辺方向の断面ですし、Y29通は長辺方向の断面図ということでございます。この29とか54という数字には特別な意味はございません。番号につきましては、順番に切っている断面という意味だけでございます。

最終ページの資料4につきましては、随意契約理由書となっております。

それでは、議案の表紙に戻っていただきまして、議案を読み上げさせていただきたいと思っております。

議案第78号 令和元年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その1）について

令和元年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その1）について、下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分 の 範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約名 令和元年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その1）
- 2 契約金額 1,203万4,000円
- 3 契約の相手方 京都府船井郡京丹波町升谷川岸9番地
京丹波木材供給共同企業体
代表者 丸和木材 代表者 野口太志
- 4 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約
- 5 納入場所 京都府船井郡京丹波町内
- 6 契約期間 議会の議決を得た日から令和2年3月31日まで
令和元年12月2日提出

京丹波町長 太田 昇

以上、令和元年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その1）につきましての補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 議案第79号 平成31年度 グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照明設備新設工事請負契約の変更につきまして、その補足説明を申し上げます。

今回、449万2800円を追加し、契約金額を9,634万6,800円とすることを願います。

契約金額の追加をさせていただきます主な要因でございますけれども、本年10月1日から消費税率及び地方消費税率が引上げられたことに伴う影響額も含めまして、消費税分として195万4,800円を追加させていただきますのと、工事内容に変更が生じたものでございます。

主な工事の変更の内容につきまして、ご説明申し上げます。

添付しております資料をごらんをいただきたいと思います。

1つには、雷による被害防止対策を強化するものでございます。雷で発生する過渡的で異常な大電流、これがすなわち雷サージというものでございますけれども、この雷による電流を等しく流すことで電気機器の破損を防止することができる等電位接地方式に変更するものでございます。

当初につきましては、キュービクルで集中した防御を予定していたところでありますけれども、より確実に長寿命化を図るためにも、雷サージ防護ユニットをキュービクルに加えまして、全ての照明柱の分電盤に8カ所と11カ所それぞれに設置させていただこうとするものでございます。

2つには、利用者や観客の安全対策として、チームベンチ周りに転落防止柵を設置するものでございます。

これまでにつきましては、仮設的な柵での対応をしていたところでありますけれども、夜間の利用が増加することからその安全対策として、高さ1.1メートルの転落防止柵を2カ所に設置するものでございます。

その他掘削の影響等によりまして、インターロッキング舗装の面積を210平米から296平米に変更するものでございます。

以上、簡単でございますけれども、議案第79号の補足説明とさせていただきます。ご審

議賜り、原案にご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） それでは、議案第80号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算に2億2,290万円を追加し、補正後の額を118億310万円とすることをお願いするものでございます。

概要といたしましては、町長の提案理由説明にございましたとおり、行政運営に必要な施策等を中心とした編成といたしております。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明をさせていただきます。

6ページをごらんください。

6ページの第2表、債務負担行為補正でございますが、内容は新庁舎整備事業におきまして、現行の債務負担行為設定の補正をお願いするものであります。

内容といたしましては、この度の本体工事入札結果に鑑み、設計内容等を見直すとともに、令和2年度以降に必要な事業の限度額の整理を行い、債務負担設定限度額を23億757万5,000円に改める変更をお願いするものでございます。

次に、7ページをごらんください。

7ページの第3表、地方債補正でございますが、内容は後ほど事項別明細書の7ページ、町債で確認いただきたいと思いますが、まず、合併特例事業債につきましては、3,150万円を増額しております。認定こども園整備事業の実施に伴い、前回、補正予算に引き続き、建設に必要な木材の一部先行調達が必要なことから、これらの財源として6,050万円の計上をお願いするものでございます。あわせて、道路改良事業の精査に伴い、2,900万円を減額しております。

次に、過疎対策事業債につきましては、280万円を増額させていただいております。内容は道路改良事業の精査に伴い、750万円を増額することとあわせて、消防車両更新事業の財源として本債を充当する計画をいたしておりましたが、緊急防災・減災事業債に振替えることとしたため、470万円全額について減額するものでございます。

次のページ、緊急防災・減災事業債につきましては、道路改良事業の精査に伴い、960万円を減額することと、先ほど過疎対策事業債で説明をいたしましたとおり、消防車両更新事業に対する財源として、本債を活用することとしたことにより、430万円の増額を行うものです。

以上、地方債合計では、2,900万円の増額となりまして、補正後の発行額は15億7,310万円といたしております。うち、交付税の算入でございますが、約74%の11億6,600万円余りが交付税算入をいただける地方債となっているところでございます。

次に、補正予算の重立った項目について、説明をさせていただきます。

事項別明細書の8ページをお願いします。

まず、歳出からでございますが、各費目を通じまして、決算見込みによる所要の精査を行っております。あわせて、人件費関係全般につきましても、年度末に向けた一定の精査を行っております。

12ページをごらんください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、障害者福祉費につきましても、医療費の伸びに対応するため、重度心身障害老人健康管理事業に67万2,000円、また、心身障害者医療事業に429万8,000円をそれぞれ増額しております。

同じく、12ページ、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費におきましても、医療費の伸びに対応するため、すこやか子育て医療費助成事業に153万4,000円、また、京都子育て支援医療助成事業に145万6,000円をそれぞれ増額しております。

同じく、すこやか子育て祝金事業では、本年度における交付件数の状況から60万円を増額しております。

次に、13ページでございます。

発達支援事業におきましても、事業費の精査を行い、122万9,000円を減額するとともに、高校生等医療費助成事業につきましても、医療費の伸びに対応するため82万2,000円を増額しております。

同じく、認定こども園整備事業につきましても、建設に必要となります一部木材の先行調達に必要な経費等について、6,196万7,000円を計上いたしております。財源につきましても、合併特例事業債といたしております。

同じく、13ページ、3目、保育所費では、保育所運営事業において、他市町村保育所入所負担金をはじめとする事業精査を行い、512万1,000円を増額し、保育所給食事業につきましても同様に事業精査によりまして、141万1,000円の増額といたしております。

次に、14ページをごらんください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、保健事業費の母子保健事業では、前年度補助金の精査に伴う国府支出金返還金など60万4,000円を増額いたしております。

次に、16ページをごらんください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費の農業振興事業並びに京野菜産地支援事業については、今回の補正内容は、農業経営体等に対する機械及び設備等導入に係る補助事業で、京都府による補助金額を町予算に計上し、事業者に対し補助を行うものでございます。本年度における京都府の事業内示等を受けたことによりまして、農業振興事業では116万2,000円を、また、京野菜産地支援事業には254万4,000円の増額をお願いするものでございます。

同じく、16ページ、移住促進事業につきましては、移住促進住宅整備事業について1件の追加申請に対応する経費などを含め、200万円の増額計上をお願いするものでございます。

同じく、16ページ、4目、畜産業費の畜産競争力強化整備事業につきましては、国庫補助にて行う事業であり、町の予算を経由して事業所に対して補助金を支出するものでございます。

先ほどの町長からの提案説明にもございましたとおり、平成30年度に予算化し、本年度に繰越事業として取り組みを進めてきた事業でございますが、建設事業等の影響を受け、年度内完了が困難となり、国と事業者との協議に基づき、本年度事業として、再度、手続が行われることが決定したことを受けまして、2億2,355万3,000円を増額するものであり、同額を歳入にも計上するものでございます。

次に、17ページをごらんください。17ページの上段です。

5目、農地費の土地改良施設維持管理事業では、府の100%補助事業である農業水路等長寿化・防災減災事業により、ため池のハザードマップの作成に取り組んでおり、9月補正予算において追加計上したものでございますが、今回、京都府からの追加交付がありましたことから154万円を増額し、町内3カ所のため池をさらに対象に加え、全体で8カ所のため池を対象とした事業に取り組むものであります。

次に、18ページをごらんください。

2項、林業費、2目、林業振興費の公有林整備事業では、本年度における事業実施予定内容の精査を行いまして、745万円の減額をお願いするものであります。

同じく、18ページ、7款、商工費、1項、商工費、2目、商工振興費の企業誘致対策事業では、奨励金対象企業の追加によりまして322万4,000円を増額し、同じく、プレミアム商品券発行事業につきましても、現時点におけます国からの交付決定分1,214万5,000円について増額を行うものでございます。

また、3目、観光費では、特産館「和」管理運営事業で、道の駅「和」の館内リニューアルに伴う照明改修工事に係る補助金として、316万7,000円の増額をお願いするものであります。

次に、19ページをごらんください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費の道路新設改良事業では、本年度、実施予定路線における各事業の精査等により6,511万円を減額しております。

次に、21ページをごらんください。

6項、住宅費、1目、住宅管理費の町営住宅維持管理事業では、住宅の維持管理に係る修繕を行うため、236万円を増額しております。

次に、22ページ、10款、教育費、1項、教育総務費、4目、情報化推進費の学校教育情報化機器整備事業では、小中学校における校務系システム機器の更新延期が必要となったことから、2,515万2,000円を減額いたしております。

次に、23ページをごらんください。

3項、中学校費、1目、学校管理費の中学校一般管理事業では、蒲生野中学校の空調更新工事及び和知中学校の外壁修繕等に伴う経費など152万1,000円を増額をお願いするものでございます。

次に、26ページをごらんください。

12款、1項、公債費の1目、元金及び2目、利子につきましては、それぞれ精査を行い、元金で375万6,000円、利子で638万8,000円の減額をお願いするものでございます。

以上が歳出でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

次に、歳入でございます。

はじめに、15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、5目、商工費国庫補助金では、プレミアム商品券事業費補助金として1,214万5,000円を増額しております。プレミアム商品券発行事業の財源として充当するものでございます。

同じく、6目、土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）につきまして3,637万5,000円の減額をお願いするものでございます。道路新設改良事業の財源として充当しているものであり、本年度、交付金の確定により減額計上をお願いするものでございます。

次に、4ページをごらんください。

16款、府支出金、1項、府負担金、1目、民生費府負担金では、一般会計繰出金の精査に伴い、国民健康保険事業保険基盤安定府負担金について341万7,000円を増額し、また、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきまして、540万7,000円の減額をお願いするものであります。それぞれの特別会計に対する一般会計繰出金の財源として充当いたしているものでございます。

次に、4ページ、2項、府補助金、4目、農林水産業費府補助金では、農業基盤整備促進事業補助金として154万円を増額いたしております。土地改良施設維持管理事業の事業財源として充当をするものであります。

同じく、京野菜生産加速化事業補助金として254万4,000円を増額いたしております。京野菜産地化支援事業の事業財源として充当するものであります。

同じく、移住促進事業補助金として100万円を増額いたしております。移住促進事業の事業財源として充当するものでございます。

次に、5ページでございます。

同じく、畜産競争力強化整備事業補助金として2億2,355万3,000円を増額しております。畜産競争力強化整備事業の事業財源として充当するものでございます。

また、スマート農林水産業実装チャレンジ事業補助金として116万2,000円を増額いたしております。農業振興事業の事業財源として充当するものでございます。

同じく、2節の林業費補助金では、森林整備事業補助金について332万8,000円を減額しております。公有林整備事業の財源として充当しているものであり、事業精査に伴い減額するものでございます。

次に、6ページをごらんください。

17款、財産収入、2項、財産売却収入、1目、不動産売却収入では、立木売却収入として529万円を減額しております。公有林整備事業の財源として充当しているものであり、同事業の事業精査に伴い減額するものでございます。

同じく、6ページ、19款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、今回、補正予算において財源調整の精査を行い、575万円を減額するものでございます。

最後に、7ページ、22款、1項、町債でございますけれども、先ほど地方債補正で説明いたしましたとおり、2目、民生費、1節、合併特例事業債につきましては、認定こども園整備事業の財源として、合併特例事業債の活用により6,050万円の増額を行っております。

5目、土木債では、道路新設改良事業の精査に伴い、1節、合併特例事業債では2,900万円の減額、2節の過疎対策事業債においては750万円の増額、3節の緊急防災・減災事業債においては960万円の減額をそれぞれ行うものでございます。

6目、消防債では、事業財源として過疎対策事業債から緊急防災事業債に振替えることとあわせて、消防車両更新事業の完了に伴いまして、当初予定額の470万円から確定額の430万円に見直して計上をするものでございます。

その他歳入各種特定財源につきましては、歳出の補正にあわせ精査を行っております。

以上、議案第80号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第81号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算総額に歳入歳出それぞれ179万円を追加し、補正後の額を18億4,095万7,000円とするものでございます。

それでは、主なものにつきまして、歳入からご説明申し上げます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

3款、府支出金、1項、府補助金、1目、保険給付費等交付金では、普通交付金100万円を増額しています。普通交付金は、保険給付に要した費用に対し京都府から交付されるもので、歳出で増額計上しております保険給付費100万円の財源となります。

次に、款5、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金、1節、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）です。これは保険税の軽減相当額を府4分の3、町4分の1の負担割合により一般会計から繰入れるもので、本年度分が確定したので391万4,000円を増額しています。

次に、2節、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）です。これは低所得者を多く抱える保険者を支援することを目的に、国2分の1、府4分の1、町4分の1の負担割合により一般会計から繰入れるもので、これも本年度分が確定したので192万7,000円を増額しています。

次に、5節、財政安定化支援事業繰入金では、本年度分の地方交付税の確定に伴い52万9,000円を増額しています。

2項、基金繰入金、1目、国民健康保険財政調整基金繰入金では、先ほど申しあげました他会計繰入金の増額によりまして、この基金繰入金565万5,000円を減額するもので

す。これにより基金の令和元年度末残高は3億68万1,000円と見込まれます。

次に、4ページの歳出です。

2款、保険給付費、1項、療養諸費、3目、一般保険者療養費では、これまでの診療分の実績から今後必要な費用を見込み、100万円を増額するものです。

次に、5款、保健事業費、1項、保健事業費、1目、疾病予防費の8節、報償費、健康優良世帯への記念品ですが、対象となった24世帯に3,000円の商品券を贈呈いたしました。その残額分10万8,000円を減額しています。

19節、負担金補助及び交付金では、人間ドック助成金の今後必要額を見込み81万1,000円を増額計上しています。

最後に、8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、5目、保険給付費等交付金償還金です。前回の補正予算（第1号）で平成30年度災害臨時特例補助金7月豪雨分の実績精算による返還金を措置いたしましたが、これの確定に伴いまして、関連する平成30年度特別調整交付金の返還金1万2,000円を計上しています。

以上、議案第81号の補足説明といたします。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第82号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算総額から歳入歳出それぞれ639万3,000円を減額し、補正後の額を2億3,676万6,000円とするものでございます。

それでは、主なものについて歳入からご説明申し上げます。

最終ページから1ページ戻っていただいて、事項別明細書3ページをお願いいたします。

まず、歳入の3款、繰入金は、一般会計から繰入れるもので、1節、事務費繰入金は、電算システム改修負担金分3万8,000円を計上しております。

2節、保険基盤安定繰入金は、保険料の減額相当額を府4分の3、町4分の1の負担割合により一般会計から繰入れるもので、本年度の繰入額が確定したため721万円を減額しております。

3節、保険事業費繰入金は、人間ドック助成金分15万円を増額するものです。

4款、繰越金は、前年度繰越金の確定により62万9,000円を増額しています。この繰越金は、平成30年度の出納整理期間中に収納した保険料となります。

4ページの歳入です。

まず、1款、総務費では、電算システム改修負担金として3万8,000円を計上するものです。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合保険料等負担金を62万9,000円増額しています。これは、平成30年度の出納整理期間中に収納し、それを繰越金として措置した保険料分であります。

次の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定負担金は、歳入で申し上げたとおり、負担金が確定したため721万円を減額するものでございます。

3款、保険事業費では、人間ドック助成金の今後必要額を見込み15万円増額しています。

以上、議案第82号の補足説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（梅原好範君） 中尾参事。

○参事（中尾達也君） それでは、議案第83号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定におきまして、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,236万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出の総額を21億5,978万2,000円とさせていただきます。

それでは、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

はじめに、事項別明細書5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、総務費、1目、一般管理費では、システム改修負担金の確定に伴い3万2,000円を減額させていただくものでございます。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費では、1目、居宅介護サービス給付費で1,196万8,000円の減額、2目、地域密着型介護サービス給付費で1,384万1,000円の増額、3目、施設介護サービス給付費で2,017万9,000円の減額、6目、居宅介護サービス計画給付費で558万8,000円の増額とさせていただいております。いずれもこれまでの給付実績等から推計して計上したものでございますが、1目の居宅介護サービス給付費では、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護におきましては、利用件数等の減を見込み、また、福祉用具貸与では、利用件数の増を見込んでいるところでございます。

2目、地域密着型介護サービス給付費では、地域密着型介護老人福祉施設の1件当たりの給付見込額の増や定員18名以下の地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護それぞれの利用件数の増が見込まれるため増額としております。

3目、施設介護サービス給付費では、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の減、一方で、介護療養型医療施設及び介護医療院では、利用者の増をそれぞれ見込んでおります。

続きまして、6ページの2項、介護予防サービス等諸費では、2目、地域密着型介護予防サービス給付費で介護予防認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームと介護予防認知症対応型通所介護のそれぞれについて減が見込まれるため、176万円の減額としております。

続きまして、7ページの4項、高額介護サービス等費では、1目、高額介護サービス費で94万3,000円の増額、5項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス費で、介護保険施設や短期入所を利用される低所得の方の食費、部屋代の負担軽減を図る補足給付で330万5,000円の減額、6項、高額医療合算介護サービス等費、1目、高額医療合算介護サービス費で82万4,000円の増額としております。いずれも年度前半の給付実績等から推計しまして、後半の給付費を算出したものでございます。

次に、8ページの3款、地域支援事業、2項、介護予防・生活支援サービス事業費、いわゆる総合事業でございますが、直営実施しております通所型サービスC事業におきまして、臨時雇用職員の社会保険料の増額分としまして5万円を計上しております。

4款、基金積立金では、介護給付費の減額等に伴い、国府支払基金からの交付金、一般会計繰入金などを差し引いた上で308万1,000円を追加させていただき、収支の均衡を図ることとしております。

なお、補正後の予算ベースで令和元年度末基金残高は、1億8,392万7,000円を見込んでおります。

続きまして、ページを戻っていただきまして、3ページ、歳入をお願いいたします。

歳入では、歳出に計上いたしました保険給付費の減額にあわせまして、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金と2項、国庫補助金、1目、調整交付金、4款、支払基金交付金、5款、府支出金におきまして、関連します特定財源の見直しを行っております。

戻りまして、3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、介護保険事業費補助金2万5,000円につきましては、受給者基本情報等のデータ抽出などに係りますシステム改修の補助金として計上をしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金では、保険給付費の減額に伴うルール分としまして、193万2,000円の減額としております。

続きまして、4目、その他一般会計繰入金では、先ほど国庫補助金等で説明をいたしましたシステム改修に係ります経費の確定及び介護保険事業費補助金の計上に伴いまして、5万

7, 000円を減額させていただくものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第83号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 続きまして、同じく、議案第83号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）のうち、老人保健施設サービス勘定の補正予算につきまして、補足説明を申し上げます。

事項別明細書1ページをごらんください。

今回は、歳出のみ補正をお願いするものでございます。

既決予算の精査により、内部での組替えを行い、1款、総務費で94万4,000円の増額、2款、介護サービス事業費で49万4,000円の減額を行った結果、補正額はゼロ円となりましたので、補正後の予算額は補正前と変わらず、1億5,007万4,000円とさせていただきます。

2ページをごらんください。

1款、総務費では、給料や職員手当、共済費、賃金など人件費の精査を行いそれぞれ増額、職員手当におきましては9万6,000円の減額を行っております。

13節、委託料では、処理費単価の高騰から廃棄物等処理委託料を12万1,000円の増額、14節、使用料及び賃借料では、機械物品、介護システム借上料として8万9,000円を増額し、合計49万4,000円の増額とさせていただきます。

3ページをごらんください。

2款、施設介護サービス事業費では、主に備品購入費において、ベッドなどの購入が完了しまして、不用額として46万円を減額させていただくものです。需用費の精査3万4,000円の減額と合わせ、49万4,000円を減額させていただくものでございます。

（発言する者あり）

○医療政策課長（中川 豊君） 失礼いたしました。

事項別明細書1ページの最初に申し上げました1款、総務費でございます。94万4,000円と申し上げましたが、間違いで49万4,000円でございます。その後、2款、サービス勘定事業費も49万4,000円の減額というところでございます。

大変失礼いたしました。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます

す。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 議案第84号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明のほうを申し上げます。

今回の補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算額9億5,110万円に300万円を追加し、補正後の額を9億5,410万円とすることをお願いするものでございます。

概要といたしましては、町長の先ほどの提案理由の説明にございましたとおり、人事異動に伴います人件費及び繰入金につきまして補正をお願いするものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入について説明のほうをさせていただきます。

5款、1項、1目、繰入金につきましては、歳出予算の増額に伴いそれぞれ農業集落排水事業分を150万円増額、特定環境保全公共下水道事業分を120万円増額、浄化槽市町村整備推進事業分を30万円増額することとし、合わせて300万円を増額としてお願いしております。

次に、歳出につきましては、4ページをお願いいたします。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきまして、12月1日付の人事異動により職員1名の増員となりましたので、給料職員手当等を精査いたしまして、人件費につきまして300万円の増額をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、議案第84号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） それでは、議案第85号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

町長の提案理由にもありまして、今回の補正につきましては、補正前の額1億2,513万8,000円に121万円を追加し、補正後の額を1億2,634万8,000円とすることをお願いするものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出からご説明申し上げます。

事項別明細書4ページ、最終ページをお願いいたします。

1目、運行事業、4節、共済費につきましては、社会保険料の精査を行い7万1,000

円を、11節、需用費につきましては、バスの修繕料として、本年度の状況から今後の執行予定額を見込み113万9,000円の増額をお願いするものでございます。

1ページ戻っていただきまして、3ページの歳入でございます。

歳出額の増加によりこれを補うため、3款、1項、繰入金、1目、他会計繰入金121万円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 議案第86号 令和元年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

歳入歳出ともに補正前の額330万円から43万1,000円を増額し、補正後の額を373万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものでございます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、1節、土地貸付収入で、京丹波キノコ園株式会社への土地貸付が7月31日をもって終了したことから、以後の貸付料19万4,000円を減額し、2節、マツタケ等採取権収入では、入札会結果により3万円を増額いたしました。

2項、財産売却収入、1目、不動産売却収入、1節、土地売却収入で、府道上野水原線災害復旧工事に伴い、売却した土地代金3万7,000円を増額しております。

2款、1項、1目、繰越金、1節、前年度繰越金で、前年度の額が確定したことにより52万円を増額し、補正後の額を103万1,000円としております。

3款、諸収入、2項、1目、1節、雑入では、昨年の豪雨で被災した分収林の災害保険金について、財産区に支払われた額3万8,000円を増額しています。

次に、歳出でございますが、事項別明細書4ページをお願いいたします。

1款、総務費、1項、総務管理費、3目、諸費で、土地貸付料の減額と分収林災害保険金支払いに伴う当該区への負担金を相殺し、貸付林等高度利用補助金において1万9,000円を増額しております。

1目、一般管理費、25節、積立金で、歳入歳出実績による調整を図るため41万2,000円を増額いたしました。

以上、質美財産区特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 議案第87号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

今回は、収益的支出のみ補正をお願いするものでございます。

まず、議案第2条でございますが、既決予定額の精査による内部での組替えを行い、結果的に補正額がゼロ円となりましたので、補正後の予算額は補正前と変わらず10億1,520万円とさせていただくものでございます。

第3条、当初予算第6条で定めておりました議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費を506万5,000円増額とし、補正後の予定額を6億5,344万円とさせていただくものでございます。

それでは、明細書により施設ごとの主なものについて補足説明させていただきます。

1 ページ、2 ページ、収益的支出をごらんください。

1 款、京丹波町病院事業費用、1 項、医業費用、1 目、給与費では、給料や手当、賃金などの人件費の精査を行い325万9,000円を増額、2 目、材料費では、後発医薬品の推進や診療材料費の使用実績等を精査し460万円の減額、3 目、経費では、194万円の増額、内訳として、委託料で検体検査の増加や読影システムの管理料、単価の高騰した医療廃棄物の処理費として294万円の増額、雑費では、医師住宅の家財や備品等が一定整いましたので、100万円の減額といたしました。4 目、減価償却費は、決算見込額がおおむね確定したため、10万1,000円の増額、これらを合計いたしまして、医業費用70万円の増額とさせていただくものでございます。

2 項、医業外費用、1 目、支払利息及び企業債取扱諸費及び、4 目、消費税及び地方消費税においても、決算見込額がおおむね確定いたしましたので、合計で医業外費用70万円の減額とさせていただくものでございます。

3 ページ、4 ページをごらんください。

2 款、和知診療所事業費用でございます。1 目、給与費では、京丹波町病院と同じく、給料や手当、賃金などの人件費の精査を行い70万6,000円の増額、2 目、材料費では、薬品費、診療材料費それぞれ精査し17万円の減額、3 目、経費では、53万6,000円の減額、主なものとして、修繕費は故障等の件数が減少していることから22万円の減額、委託料は、年間見込額などを精査し30万円の減額としております。

最後に、3 款、和知歯科診療所の事業費用でございます。1 目、給与費では、先の二節と同じく、人件費の精査を行い110万円の増額、3 目、経費の委託料では、診療内容により

技工業務への発注が減少していることから110万円を減額いたしております。

以上、簡単ではございますが、国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） それでは、議案第88号 令和元年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、第2条の収益的支出につきましては、予算額に変更はございませんが、営業費用内において、各必要額の組替えを行うものでございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入において補正予定額を278万円追加し、補正後の予算額を4億3,894万円とするものでございます。

支出については、補正予定額を253万円減額とし、補正後の予算額を8億4,960万5,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億1,066万5,000円につきましては、第3条の前文にございますように、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,004万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億4,642万5,000円、及び当年度分損益勘定留保資金2億5,419万7,000円で補填することとしております。

第4条につきましては、職員給与費について人事院勧告等に準じ、給与改定について補正をお願いするものでございます。

次に、補正内容についてですが、補正予算に関する説明書11ページをお願いいたします。

収益的支出における1項、営業費用、1目、原水及び浄水費については、日常管理業務における管理施設数の減及び設備保守点検業務における水質管理業務の減により、委託料を196万6,000円減額し、2目、配水及び給水費につきましては、検針業務委託料について単価改正等に伴い96万6,000円増額とし、維持補修工事費につきましては、予定しておりました維持補修工事の進捗に伴い30万円減額とし、4目、総係費につきましては、人事院勧告等に準じまして、人件費また委託料等の精査により130万円増額とするものでございます。

15ページの資本的収入、6項、1目、その他資本的収入につきましては、占用物件の移設補償協議により278万円を増額としております。

資本的支出では、1項、建設改良費、2目、施設改良費においては、予定しておりました占用物件の移設の設計業務の進捗によりまして253万円を減額としております。

以上、簡単ではございますが、議案第88号の補足説明とさせていただきます。ご審議い

ただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は、12月5日午前9時に再開しますので、定刻までにご参集ください。

なお、この後、予定しております全員協議会について、即刻調整を行いますので、議員の皆さんはその場でお待ちいただくようお願いいたします。

なお、副議長、議会運営委員長、議会広報常任委員長については、議長席へお越しください。

皆様、ご苦労さまでした。

散会 午前11時49分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 岩田恵一

〃 署名議員 野口正利